

独立行政法人評価委員会年金部会（第 47 回） 議事について

<年金積立金管理運用独立行政法人>

議題：第 2 期中期目標・中期計画の変更 【通則法第 29 条、通則法第 30 条】

- 独立行政法人の中期目標、中期計画については、独立行政法人通則法第 29 条、第 30 条の規定に基づき、主務大臣が、3 年以上 5 年以下の期間において、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを法人に指示するとともに、法人は当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとされている。
- 主務大臣が、この中期目標を策定・変更する場合、法人が作成した中期計画（案）及び変更（案）を認可する場合においては、通則法第 29 条第 3 項、第 30 条第 3 項の規定に基づき、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

※本議題については、年金積立金管理運用独立行政法人の基本ポートフォリオの変更に係る議論の途中経過が、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、別添 1「厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程」の第 4 条第 1 項但し書きの規定に基づき、会議を非公開とし、同規程第 5 条第 2 項但し書きの規定に基づき、議事録を非公開としている。

<別添資料>

別添 1 厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程
(平成 13 年 3 月 13 日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

別添 2 参照条文

以上

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程

(平成13年3月13日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

(平成16年3月30日改正)

(平成17年7月6日改正)

(平成21年12月16日改正)

厚生労働省独立行政法人評価委員会令（平成12年政令第321号）第9条の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程を次のように定める。

（会議）

第1条 厚生労働省の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関係のある臨時委員及び専門委員の範囲は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

（委員会の部会の設置）

第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って部会を設置することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

（部会の議決）

第3条 委員会が定めるところにより、部会の議決を委員会の議決とすることができる。

（議決権の特例）

第3条の2 委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員のうち、審議の対象となる独立行政法人の事務及び事業について利害関係を有する者は、当該独立行政法人に係る評価について議決権を有しないものとする。

（会議の公開）

第4条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会の会議の公開の手續その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める。

（議事録）

第5条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする

る。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(準用規定)

第6条 第1条、第3条の2、第4条及び第5条の規定は、部会に準用する。

この場合において、第1条、第4条及び第5条中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1条及び第3条の2中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であって議事に関係のある者」と、第4条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(中期目標)

第29条 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第30条 独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。